

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

### 第1 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

### 第2 貸付事業の実施主体

訓練促進資金の貸付けは、社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会（以下「道母連」という。）が行うものとする。

### 第3 貸付対象者

訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。

### 第4 訓練促進資金の種類及び貸付額

- 1 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。
- 2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

### 第5 貸付の申請

- 1 入学準備金の貸付を申請する者は、次に掲げる書類を添付し、道母連に提出するものとする。
  - (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（別記第1号様式）
  - (2) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
  - (3) 世帯全員の住民票の写し（個人番号のないもの）
  - (4) 養成機関に在学していることを証明する書類
- 2 就職準備金の貸付を申請する者は、次に掲げる書類を添付し、道母連に提出するものとする。
  - (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（別記第1号様式）
  - (2) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
  - (3) 世帯全員の住民票の写し（個人番号のないもの）
  - (4) 養成機関の課程を修了したことを証明する書類
  - (5) 取得した資格を証明する書類

### 第6 審査及び決定

- 1 道母連は、申請者から提出のあった書類を審査し、貸付の可否を決定するものとする。
- 2 道母連は、前項による審査の結果を、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付承認決定通知書（別記第2号様式）又はひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認決定通知書（別記第3号様式）に

より、申請者に通知するものとする。

## 第7 貸付に係る契約等

- 1 前条により貸付金の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を道母連に提出するものとする。
  - (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（別記第4号様式）
  - (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金口座振替（申込・変更）申請書（別記第5号様式）
  - (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（別記第6号様式）
- 2 前項による提出期間内に書類の提出がない場合は、貸付を辞退するものとみなす。

## 第8 貸付方法及び利子

- 1 訓練促進資金は、道母連と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
- 2 保証人を立てる場合、無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

## 第9 保証人

第8の2の保証人は、訓練促進資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第15の規定による延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が、未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

## 第10 貸付契約の解除

道母連は、貸付契約の相手方（以下「貸付けを受けている者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

- 1 資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 訓練促進資金の契約期間中に、貸付契約の解除を申し出たとき。

## 第11 返還の債務の当然免除

道母連は、訓練促進資金の貸付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、道内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。
- 2 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## 第12 返還

訓練促進資金の貸付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、道母連が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、こ

の期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、道母連が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還(返還期間は最長10年)しなければならない。

- 1 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
- 2 訓練促進資金の貸付を受けている者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第11の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- 3 訓練促進資金の貸付を受けている者が、第11の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第13 返還の債務の履行猶予

- 1 訓練促進資金の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
  - (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
  - (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
  - (1) 第11の1に規定する業務に従事しているとき
  - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第14 返還の債務の裁量免除

道母連は、訓練促進資金の貸付けを受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を、当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。  
返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。  
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 第11の1に規定する業務に従事したとき。  
返還の債務の額の一部

#### 第15 延滞利子

道母連は、訓練促進資金の貸付けを受けている者が、正当な理由がなくて訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

#### 第16 届出義務

1 貸付けを受けている者は、貸付金の返還の債務を免除されるまでの間又は返還が終わるまでの間に、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を速やかに道母連に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所に変更があったとき（別記第7号様式）
- (2) 養成機関の課程を修了したとき（別記第8号様式）
- (3) 養成機関を退学したとき（別記第9号様式）
- (4) 養成機関を休学、停学、復学したとき（別記第10号様式）
- (5) 貸付を辞退するとき（別記第11号様式）
- (6) 保証人に変更があったとき（別記第12号様式）
- (7) 就業したとき（別記第13号様式）
- (8) 就業先を変更したとき（別記第14号様式）
- (9) 就業先を退職したとき（別記第15号様式）
- (10) 業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき（別記第16号様式）

2 貸付けを受けている者が死亡したときは、その親族または保証人は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（別記第16号様式）に事実を証明する書類を添付して道母連に届け出なければならない。

#### 第17 業務従事状況報告

貸付けを受けている者は、第11の1に規定するところにより業務に従事した場合において、同条同号もしくは同条2に該当するに至るまで又は第10の規定により返還を開始するまでの間、毎年3月末日における業務の従事状況を業務従事状況報告書（別記第17号様式）により、翌月10日までに道母連に提出しなければならない。

#### 第18 返還計画書

- 1 第12の規定により貸付金の返還が生じる事由に至ったときは、返還となる事由が発生した日から14日以内に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書（別記第18号様式）により道母連に申請しなければならない。
- 2 道母連は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還決定通知書（別記第19号様式）により申請者に通知するものとする。

#### 第19 返還の債務の免除申請

- 1 第11又は14の規定により貸付金の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（別記第16号様式）に、同項の規定に該当することが確認できる書類を添えて、道母連に申請しなければならない。
- 2 道母連は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請結果通知書（別記第20号様式）により申請者に通知するものとする。

#### 第20 返還の債務の履行猶予申請

- 1 第13の規定により貸付金の返還の債務の履行猶予を受けようとする場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還履行猶予申請書（別記第21号様式）に、同項の規定に該当することが確認できる書類を添えて、道母連に申請しなければならない。
- 2 道母連は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資

金返還履行猶予結果通知書（別記第 22 号様式）により申請者に通知するものとする。

## 第 21 会計経理

- 1 道母連は、この事業に関する特別会計を設けるものとし、この事業の会計経理を明確にしなければならない。ただし、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0329 第 24 号、社援発 0329 第 56 号、老発 0329 第 28 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。
- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金の全額を道に返還するものとする。

## 第 22 貸付けを受けている者の責務

- 1 訓練促進資金の貸付を受けている者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 訓練促進資金の貸付を受けている者及び保証人は、道母連から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

## 第 23 道の財政措置

道母連がこの事業の実施に要する経費については、道が補助するものとする。

## 第 24 その他

事業の実施に関し必要な事項については、この実施要綱に定めるもののほか、別に定める「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領」によるものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱による貸付対象者には、高等職業訓練促進給付金の支給を受けていた者であって、平成 27 年度末をもって養成機関を修了したものも含むものとする。